

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
学術指導取扱規程

平成27年2月24日
規程第1号

改正 令和6年11月29日規程第23号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構(以下「機構」という。)における学術指導の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学術指導」とは、企業又はその他の団体等(以下「企業等」という。)からの委託を受け、機構の職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって当該企業等の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を企業等が負担するものをいう。

2 この規程において「学術指導担当者」とは、学術指導を実施する機構の職員をいう。

3 この規程において「知的財産権」とは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構知的財産取扱規程第2条第1項に定める知的財産権をいう。

(受入の基準)

第3条 学術指導は、原則として機構の職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するものと認められ、かつ、機構の業務の運営に支障がないと認められる場合に限り、これを受け入れるものとする。

(受入の条件)

第4条 学術指導を受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 学術指導は、企業等の都合により一方的に中止することはできないこと。

(2) 企業等と協議の上、やむを得ない理由で学術指導を中止し、又は指導期間を変更したことにより企業等が損害を受けたときは、これに対し機構は責任を負わないこと。

(3) 企業等は、学術指導に要する経費を所定の期日までに納付すること。

(4) 納付された学術指導に要する経費は、返還しないこと。

2 前項に定めるもののほか、学術指導の受入れに関し必要と認められる条件を付することができる。

(申込み)

第5条 学術指導の申込みをしようとする企業等は、学術指導申込書を機構長に提出するものとする。

(受入可否の決定)

第6条 機構長は、前条の申込書を受理したときは、研究費等受入審査会に諮り、適当と認めるときは、受入れを決定するものとする。

(契約の締結)

第7条 機構長は、前条により受入れを決定した学術指導の実施にあたり、別紙の学術指導契約書を標準として、学術指導に関する契約（以下「学術指導契約」という。）を締結する。

(規程等の遵守)

第8条 学術指導を受ける者は、機構の諸規程及び関係法令を遵守するとともに、安全の確保に努めなければならない。

(学術指導に要する経費)

第9条 企業等は、学術指導に要する次の各号の経費を負担するものとする。

(1) 企業等は、学術指導担当者の知識、ノウハウ等の提供の対価としての学術指導料及び当該学術指導に直接必要な旅費、消耗品等の経費（以下「直接経費」）に相当する額を負担するものとする。ただし、指導料の単価は指導時間1時間につき2万円以上（消費税相当額を除く。）を基準額とする。

(2) 企業等は、当該学術指導遂行に関連し直接経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）を負担するものとする。

- 2 前項1号に規定する直接経費は、企業等と学術指導担当者の所属する研究所等の長が協議の上、定める額とする。
- 3 第1項第2号に規定する間接経費は、直接経費の30パーセントに相当する額を標準とする。ただし、企業等が間接経費の率についてこれを超える率を定めているときは、別途協議し、定めるものとする。

(学術指導の開始)

第10条 学術指導担当者は、前条の学術指導に要する経費の納付された日以降の企業等と協議の上決定した日から、学術指導を開始するものとする。ただし、第17条の規定により適用除外とされる場合は、この限りではない。

(学術指導の中止又は期間の延長)

第11条 学術指導担当者は、天災その他やむを得ない理由のために学術指導を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、企業等と協議の上、直ちにその旨を機構長に報告するものとする。

- 2 機構長は、前項の報告により学術指導の遂行上やむを得ないと認めるときは、これを中止し、又はその期間を延長することを決定する。期間を延長する場合は、直ちに、企業等と変更契約を締結するものとする。

(完了の報告)

第12条 学術指導担当者は、学術指導が完了したときは、学術指導完了報告書により、機構長に報告するものとする。

(学術指導場所)

第13条 学術指導担当者は、所属する研究所等の長が認める場合には、企業等の事業所において学術指導を行うことができるものとする。

(学術指導研究成果の公表)

第14条 機構長は、本学術指導の成果の全部又は一部について公表しようとするときは、あらかじめ企業等と協議し、その同意を得るものとする。

(知的財産権の帰属)

第15条 学術指導において発生した発明等に係る知的財産権の帰属は、双方協議の上定めるものとする。

(秘密の保持)

第16条 機構長及び企業等は、学術指導契約の締結に当たっては、相手方より提供又は開示を受け、若しくは知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とすることができるものとする。

(適用除外)

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

- (1) 政府関係機関、特殊法人、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人への学術指導である場合
- (2) その他、特別な事情がある場合

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年2月24日から施行する。

附 則 (令和6年11月29日規程第23号)

この規程は、令和6年11月29日から施行する。

別紙（第7条関係）

学術指導契約書

受託者大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「甲」という。）と委託者〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって学術指導契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（定義）

第1条 「学術指導」とは、乙からの委託を受け、甲の職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって乙の業務又は活動を支援するもので、これに要する対価を乙が負担するものをいう。「学術指導」の内容には、技術指導、監修、コンサルティングなどが含まれる。

（学術指導の内容）

第2条 甲は乙に対して、次の学術指導（以下「本学術指導」という。）を実施するものとする。

- （1）学術指導題目
- （2）学術指導目的
- （3）学術指導概要
- （4）学術指導に参加する者（別表1のとおり）
- （5）実施場所

（職員の派遣）

第3条 乙は、乙の事業所に甲の職員の派遣を求めることができる。

（指導期間）

第4条 本学術指導の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（対価と支払）

第5条 乙は、本学術指導の対価として、甲の発する請求書により、当該請求書に定める納付期限までに甲の指定する銀行口座へ振込みにより別表第2に掲げる学術指導に要する経費を納付しなければならない。

2 乙は、前項の納付期限までに学術指導に要する経費を納入しないときは、納付期限の翌日から納付の日に至るまで年利5%の割合による延滞金を甲に支払う。

（安全管理）

第6条 甲及び乙は、自己が管理する場所に相手方の担当者を受け入れる際の安全に関して、相手方の責に帰すべき事由によるものを除き、善良なる管理者の注意をもって確保するものとする。

2 甲及び乙は、相手方が管理する場所に立ち入る際は、相手方が定める安全に関する諸規程及び相手方が安全のために行う指示に従うものとする。

（秘密保持）

第7条 甲及び乙は、本契約により知りえた相手方の技術上及び営業上の一切の情報について秘密として保持し、相手方の事前の承認なくして第三者に開示もしくは洩らしてはならない。但し、次の各号に該当するものは除くものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知公用とされていたもの
- (2) 相手方から開示された以降に、開示された当事者の責によらず公知となったもの
- (3) 相手方から開示された時点で、既に自己で所有していたことを証明できるもの
- (4) 正当な権原を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に取得したもの
- (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
- (6) 法律、規則、政府ないしは裁判所の命令等によって開示が義務付けられたもの

(成果の発表)

第8条 甲又は乙が、本学術指導の成果の全部又は一部について発表しようとするときは、あらかじめ相手方と協議し、その同意を得るものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 本学術指導の結果生じた知的財産権の帰属、取扱い等については、当該発明等の過程を勘案の上、別途甲乙協議して決定するものとする。

(免責)

第10条 本学術指導に基づいた乙による商品の販売、役務の提供、その他の行為によって乙に損害が発生した場合でも、甲は乙に対し、一切の責任を負わないものとし、また、これらの行為について、一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が、第5条の対価の支払いを怠ったときは本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催促後30日以内に是正されないときは本契約を解除することができる。

(1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2) 相手方が本契約に違反したとき

3 前項の規程により、本契約が解除された場合は、解除された者は解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

(有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、第4条に定める期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第7条、第8条及び第9条の規定については、本学術指導が終了又は中止された後3年間有効とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第10条の規定については、有効期間終了後も効力を有するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第13条 いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意を得なければ、本契約に係る権利義務の全部又は一部を譲渡することはできない。ただし、いずれか当事者の統合等の包括承継の場合は、相手方の同意を得ることなく、当該相手方に報告することにより本契約のすべての権利義務を譲渡することができる。

(協議)

第14条 本契約に定めのない事項の取扱いについては、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し両者記名押印のうえ各一通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 茨城県つくば市大穂1番地1
大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構
機構長 ○ ○ ○ ○

(乙) ○○県○○市○○○
○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○

別表1 学術指導に参加する者（第2条関係）

区分	氏名	所属部局・職名
甲		
乙		

別表2 学術指導に要する経費（第5条関係）

区分	直接経費	間接経費
乙の負担する経費	円	円
合計	円	

※金額は、消費税額及び地方消費税額を含む